



三重県公報

令和8年2月10日 (火)

第 692 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
84	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	2
85	保安林の指定を解除する予定である旨	(治山林道課)	2
議 会 訓 令			
1	三重県議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令	(県 議 会)	2
公 告			
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	3
	同件	(同)	3
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	3
	同件	(同)	3
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	4

告 示

三重県告示第 84 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定に基づき、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がされたので、同条第 9 項の規定により公示する。

令和 8 年 2 月 10 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

令和元年 7 月 19 日 第 70 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
農事組合法人二子営農組合	組合長 横山 光次	三重県津市安濃町中川 13 番地 1

3 変更内容

(1) 農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
横山 光次	玄米、大豆、飼料用もみ	K242025693
飯田 健平	玄米、大豆、飼料用もみ	K242025694

(2) 農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
佐藤 佑典	玄米、大豆、飼料用もみ	K242020578

三重県告示第 85 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定ですので、同法第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示します。

令和 8 年 2 月 10 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 解除予定保安林の所在場所

いなべ市藤原町本郷字唐戸 2330 の 1・2330 の 2・字冷野 2332 の 1・藤原町篠立字三国嶺 4297 の 141・4297 の 146・4297 の 147・4297 の 153・4297 の 155・4297 の 163・4297 の 186・4297 の 188 から 4297 の 194 まで・4297 の 196・4297 の 197・4297 の 213・4297 の 214・4297 の 220 (以上 22 筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

送電施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。）

議 会 訓 令

三重県議会訓令第 1 号

三重県議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 2 月 10 日

三 重 県 議 会 議 長 服 部 富 男

三重県議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令

三重県議会個人情報保護条例施行規程（令和 5 年三重県議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(個人識別符号)	(個人識別符号)
第3条 条例第2条第2号の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。	第3条 条例第2条第2号の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものと除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第4号の在留カードの番号	(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものと除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
(6)～(17) (略)	(6)～(17) (略)

附 則

この訓令は、令和8年6月14日から施行する。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県知事から通知がありました。

令和8年2月10日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
令和8年1月13日から同年3月19日まで
- 3 作業地域
津市の一部、鈴鹿市の一部、亀山市の一部及び伊賀市の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県四日市農林事務所長から通知がありました。

令和8年2月10日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（UAVレーザ測量）
- 2 作業期間
令和8年2月16日から同年8月14日まで
- 3 作業地域
四日市市小牧町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和8年1月21日に終了した旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和8年2月10日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業地域
四日市市大矢知町及び同市大字羽津

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が

令和8年1月31日に終了した旨、いなべ市長から通知がありました。

令和8年2月10日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（撮影・写真地図作成）

2 作業地域

いなべ市の一部

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和8年2月10日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和8年 2月2日	伊勢市御薗町高向字の場 2101-1 ほか5筆	伊勢市御薗町長屋 2147-4 株式会社さくら不動産 代表取締役 地崎 敬太
令和8年 2月2日	員弁郡東員町大字六把野新田字村東 587-3	四日市市鶴の森1丁目5-19 三重北農業協同組合 代表理事組合長 生川 秀治
令和8年 2月2日	多気郡明和町大字馬之上字香良須池 906-3 の一部ほか 4筆	松阪市早馬瀬町 91-2 不動産パートナー 長谷川 陽一

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
